

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表第1号中「2年（認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあつては、3年）」を「別表第1に定める期間」に改める。

第9条中「別表」を「別表第2」に改める。

第10条中「4歳（認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあつては、3歳）」を「別表第3に定める幼稚園の区分に応じた年齢」に改める。

別表を削り、付則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第5条関係）

校名	期間
世田谷区立給田幼稚園	2年
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定3年 2号認定2年
世田谷区立砧幼稚園	2年
世田谷区立八幡山幼稚園	2年
世田谷区立さくらのおか幼稚園	3年
世田谷区立たまがわのもり幼稚園	3年

別表第2（第9条関係）

1 3歳児の定員

校名	定員
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定18人
世田谷区立さくらのおか幼稚園	26人
世田谷区立たまがわのもり幼稚園	26人

2 4歳児及び5歳児の定員

校名	定員	
	4 歳児	5 歳児
世田谷区立給田幼稚園	3 0 人	3 0 人
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1 号認定 2 2 人 2 号認定 8 人	1 号認定 2 2 人 2 号認定 8 人
世田谷区立砧幼稚園	3 0 人	3 0 人
世田谷区立八幡山幼稚園	3 0 人	3 0 人
世田谷区立さくらのおか幼稚園	3 0 人	3 0 人
世田谷区立たまがわのもり幼稚園	3 0 人	3 0 人

備考

- 1 この表において「3 歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（以下「当該年度」という。）の初日の前日までに3 歳に達し、4 歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- 2 この表において「4 歳児」とは、当該年度の初日の前日までに4 歳に達し、5 歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- 3 この表において「5 歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5 歳に達し、6 歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。

別表第 3（第 1 0 条関係）

校名	年齢
世田谷区立給田幼稚園	4 歳
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1 号認定 3 歳 2 号認定 4 歳
世田谷区立砧幼稚園	4 歳
世田谷区立八幡山幼稚園	4 歳
世田谷区立さくらのおか幼稚園	3 歳

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 2 に規定する定員に係る世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立砧幼稚園及び世田谷区立八幡山幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定による世田谷区立さくらのおか幼稚園及び世田谷区立たまがわのもり幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。